

札幌市子どもの権利委員会

委嘱状交付式及び第1回委員会

会議録

日 時 : 平成23年12月13日(火) 16時30分開会
場 所 : 札幌市役所本庁舎12階 4~5号会議室

【 委嘱状交付式 】

1. 開　　会

○事務局（野島子どもの権利推進課長）　皆様、本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

お二人の委員がまだお見えになっておりませんが、事前に遅参する旨の連絡をいただいております。

定刻となりましたので、ただいまから、第二期札幌市子どもの権利委員会委嘱状交付式及び第1回委員会を開催いたします。

私は、札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課長の野島と申します。

本日は、初回のため、委員長が決まるまでの間、事務局の方で進行させていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

2. 委嘱状交付

3. 副市長あいさつ

○事務局（野島子どもの権利推進課長）　続きまして、渡部副市長からごあいさつ申し上げます。

○渡部副市長　改めまして、副市長の渡部でございます。

私は、先ほどご紹介がありましたように、子ども未来局と教育委員会も所管しておりますので、これからもよろしくお願ひしたいと思います。

本日は委嘱状をお渡ししましたが、皆様、お忙しい中、委員をお引き受けいただきまして、大変感謝しております。また、きょうは寒い中、こんな時間にお集まりいただきまして、これについてもお礼を申し上げます。

ご存じのように、子どもの最善の利益を実現するための権利条例が平成21年4月から施行されました。この間、皆様には、昨年度、子どもの権利に関する推進計画をご審議いただきまして、3月には策定となりました。これからは、我々札幌市の子ども施策、推進計画の進捗状況についてご議論をいただくことになります。

私は、平成21年4月から札幌市の職員になったものですから、子どもの権利条例につきましては新聞等でもいろいろと議論があって、なかなか難しいところもあったというふうに聞いております。簡単な話で言いますと、子どもの権利がこれだけあるのに甘やかしてどうなるんだというようなご議論だったかなと思います。私は、もともと精神科医なものですから、人の成長は専門でございまして、大体、四方八方に気を配る幼児がいたら、これだけでもう健康的ではないのです。子どもは自分勝手、自分本位、これで健康なのです。それで、だんだんと自分の権利を主張します。ある意味では、親御さんも厄介なときがあるかもしれませんし、学校の先生も厄介なことがあるかもしれません。でも、私たちもそうですし、皆さんもそうですけれども、成長するというはどういうことかというと、やっぱり、自分の権利を主張する時期が過ぎまして、同級生はどうなのだろう、年下の子はどうなのだろうと。そして、だんだん長づるにつれて、お父さんもお母さんというふう

に考えていただくことがこの権利条例の意味でございます。どのような札幌市民に育っていただかかということが大事であります。

ご存じのように、平成12年には児童虐待防止法、翌年にはDV防止法、平成18年には高齢者虐待防止法、来年度からは障害者虐待防止法が施行されます。残念なことに、すべて弱者が人権を損なわれるということでございます。虐待につきましても、皆様もマスコミ等でよくご存じのように、こんなことがあっていいのかというような事件がいっぱいあります。私たちが大人の人にどうだと言っても、なかなか通じないこともあります。しかし、札幌市の子どもたちはそのようなことを考えてもらえる大人になってもらいたいというのが札幌市の願いでございます。子どもの権利条例を制定いたしましたのも、上田市長の強い思い入れがありましたけれども、それが目的でございます。自分のことから人のこと、そして、自分より年上の人のこと、そして、親になれば自分の子どもを守る。こうなると、やっぱり学校でもいじめはなくなりますよ。

そんなことで、どうぞお気持ちを酌んでいただきまして、委員の皆様にはこれからもよろしくお願ひしたいと思います。大事に考えておりますが、市民への浸透度というのはまだまだです。子ども未来局にも教育委員会にも頑張っていただいて、子どもの方にはそういう話も大分しみていっていると思いますが、残念ながら大人の方がまだまだでございます。

この間、子どもの権利フェスタがありまして、標語やイラストを表彰させていただいたのですけれども、私がとてもうれしかったのは、仲間のことを書いているのです。仲間を大事にしよう、いじめをなくそう、こういうことは大変うれしかったです。

皆様には、今後とも、そうそう頻繁に来ていただくわけにはいきませんけれども、短い時間の中で、いろいろなご議論を重ねて、我々の方に意見を言っていただければと思います。

本日はよろしくお願ひいたしますと言おうと思ったその前に、今、藻岩山を視察してきました。今、新しい展望台ができます。23日にオープンなのですが、藻岩山に登られた方はよくご存じのように、札幌市内が見えませんね。展望台の向きがずっと南向きだったのですが、今回から真東の方を向いて360度見えるようになりました。大変すばらしい施設になりましたので、皆さんもぜひ一回おいでいただければ大変ありがたいと思います。

それでは、きょうはよろしくお願ひいたします。どうもありがとうございます。

○事務局（野島子どもの権利推進課長）　ありがとうございました。

なお、本日、渡部副市長は、この後、別の公務がございますので、これにて失礼させていただきます。

○渡部副市長　よろしくお願ひします。失礼いたします。

[副市長退席]

4. 事務局職員紹介

5. 閉　　会

【 第1回委員会 】

1. 開　　会

○事務局（野島子どもの権利推進課長）　引き続きまして、第1回委員会に移らせていただきます。

通例、この委員会は、時間のめどとして4時半から始まるということで、大体1時間半から2時間程度を一つの目安としておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

2. 委員長、副委員長の互選

○事務局（野島子どもの権利推進課長）　まず初めに、第1回目ということで、正副委員長の選任をさせていただきたいと思います。

委員の皆様から何かご意見等はございますでしょうか。

○A委員　Aでございます。

今回は第2期ということで、第1期で委員長を務めていただきました千葉委員、そして副委員長を務めていただきました原委員にできれば引き続いて委員長、副委員長をお引き受けいただければよろしいかなと思うのですが、いかがでございましょうか。

○事務局（野島子どもの権利推進課長）　今、A委員から、委員長、副委員長の候補につきまして、第1期で委員長を務められた千葉委員と副委員長を務められた原委員ということでお話がありましたけれども、いかがでございましょうか。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（野島子どもの権利推進課長）　わかりました。

それでは、本委員会については、委員長を千葉委員、副委員長を原委員とさせていただきたいと思います。

それでは、お二人には、委員長、副委員長の席にお移りいただきまして、それぞれ簡単に一言ずつごあいさつをいただいた後、進行は委員長にお願いしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

〔委員長、副委員長は所定の席に着く〕

○委員長　皆様、こんばんはと言った方がいいですね、もう暗くなっていますから。

私は、ただいま皆様方から互選されまして委員長の任につくことになりました千葉と申します。

今後、皆様のまとめ役として、皆様の子どもの権利実現に向けての考え方をしっかりと市政に反映させることができるような、そういう委員会の運営に努めさせていただきたいと思います。

私としては、皆様がこの委員会に属していて本当によかったです、終わるころにそう思えるようなものにしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○副委員長　副委員長に選任していただいた原でございます。

私は、副委員長として委員長を補佐いたしまして、皆様が活発な議論ができるように進行と一緒に努めさせていただきたいと思っております。

どしどしと意見をみんなで出し合って、本当にいい進行を考えておりますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

○委員長 隣にどっしりと構えておられる副委員長がおりますので、私としては非常に心強いと思っております。

○副委員長 どっしりと構えています。

3. 委員会に関する確認事項

○委員長 次に、本日の資料の確認、この委員会の法的な位置づけ、あるいは、今後、委員会を運営するに当たっての留意点及び本期の委員会が担うべき役割などにつきまして、事務局の方から説明をしていただきたいと思います。

よろしくお願ひします。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） それでは、引き続き私から説明をさせていただきます。

初めに、資料の確認でございます。

資料1、札幌市子どもの権利委員会委嘱状交付式及び第1回委員会次第、A4判1枚のものです。2枚目に、資料2として座席表がございます。資料3は、札幌市子どもの権利委員会委員名簿でございます。資料4が札幌市附属機関等の設置及び運営に関する要綱、資料5が子どもの権利委員会について、最後に、資料6が審議事項及び今後のスケジュールについて（案）でございます。

以上、資料1から資料6まででございますけれども、過不足はございませんでしょうか。皆さん、お手元にございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

また、次回以降もそうですけれども、会議のおよそ1週間前をめどに会議の資料等を事前に送付させていただきたいと思っております。

きょうは、第1回目ということでかなりのボリュームがあったものですから、この会議の場でお手元に配付している資料が幾つかございます。条例の条文解説という白い表紙の冊子と子どもの権利条例の施行規則、また、子ども未来局で作成しましたパンフレット、関係する計画、そういうものを配付させていただいております。

きょうは、時間の都合上、パンフレットや計画等についての説明につきましては省略させていただきますが、もし後でお読みいただいて何か疑問なところやご意見があれば、次回以降、ご意見をいただければと思います。

それでは、早速、説明に移らせていただきたいと思います。

初めに、委員会の設置の趣旨等につきまして、今回は第1回ということですので、まず、この委員会というものがどういうものかということについて事前に皆様方にご理解をいた

だく、そういう趣旨で説明させていただきます。

資料4の札幌市附属機関等の設置及び運営に関する要綱に基づいて簡単に説明させていただきます。

まず初めに、この委員会の位置づけでございます。

この委員会につきましては、先ほど来のあいさつにもございましたが、平成21年4月に施行しました札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例に基づき設置しております附属機関という位置づけでございます。今は正式な条例の名称を述べさせていただきましたが、非常に長い名称なものですから、以降は権利条例と省略してご説明させていただきたいと思います。

この附属機関につきましては、専門家を含む市民の皆さんの意見を行政の施策、事業に反映するという目的のために、法律、条例に基づいて設けられた組織のことと言います。難しいことを言いますと、委員の皆様方は、この附属機関の委員ということで公務員法上の特別職の公務員という形になっております。

また、この附属機関につきましては、その任務の重要性から、原則として皆様方の氏名、職業について公表することになります。公表の方法につきましては、先ほどお配りいたしました資料3に書いております名簿の形で公表されることになります。また、名簿の公表とあわせて、この委員会につきましては原則公開で開催させていただいております。適宜、報道機関等にも開催の情報提供をしていますので、場合によっては取材等が入ることも考えられます。

公開が原則ではございますけれども、議論の過程で公開により行うことに支障が生じる場合、例えば、個人のプライバシーにかかわるようなことを審議するとか、公にすることが適正ではない場合と判断されるものについては、その都度、委員会の方にお諮りさせていただいて、公開、非公開を決定させていただく形になります。

また、事前にご了解いただきたい点でございますけれども、この委員会の議事録につきましては、毎回、事務局の方で一たん作成させていただきまして、その後、内容を委員の皆様方に一度郵送させていただいて、内容を確認いただいた上でホームページにて公開したいと考えております。ただし、公開する際には、情報公開で実名を公にするべきという請求がある場合を除いては、基本的には発言者の氏名は記載しないで、例えばA委員、B委員というような形で公開したいと考えているところでございます。

また、この委員会につきましては公開で開催しておりますので、傍聴者の方にもご出席いただいて、傍聴者には意見記入用紙を配付しておりますので、それによって意見を言っていただきます。そちらについては、事務局で後日取りまとめて委員の皆様方にもお知らせしたいと考えておりますので、今後の議事の参考にしていただきたいと考えております。

どういった様式のものかといいますと、今回、お手元に別紙ということで意見記入用紙というA4判1枚のものがございますけれども、これに手書きで記入していただいて、事務局で回収の後、委員の皆様方にこういう意見がございましたということでお知らせする

形になります。今回、この意見記入用紙の下段に札幌市子どもの権利委員会を傍聴される皆様へということで五つほど注意事項を述べさせていただいております。すべては説明できなのですが、基本は、会議の開催中はお静かに傍聴をお願いしたいということと、拍手での賛否の意見表明、携帯電話の使用はご遠慮いただきたいと考えております。また、この会議は原則公開で実施いたしますけれども、内容によって非公開と決定した場合には速やかに退席をお願いすることになります。また、録音や写真等の機材の持ち込みにつきましては、委員長が許可された場合を除き、基本はお断りしておりますので、その点のご協力もお願いしたいと思っております。

以上、この会議運営に当たっての留意事項とこの委員会の位置づけについて簡単にご説明をさせていただきました。

引き続きまして、子どもの権利委員会のことにつきまして簡単にご説明させていただきたいと思います。

資料5の子どもの権利委員会についてという資料に基づいて簡単に説明をさせていただきたいと思います。

(1) の設置根拠は、この条例に基づいて子どもの権利委員会が設置されているという条文を、参考上、記載させていただきました。

(2) の役割でございます。この子どもの権利委員会の役割は、大きく分けて二つございます。一つは、①の子どもの権利に関する推進計画に関することでございます。もう一つが②の子どもに関する施策における子どもの権利の保障状況の調査、審議に関することです。大きくこの二つが子どもの権利委員会で条例上規定されている役割でございます。

このうち、①につきまして、第1期の子どもの権利委員会で計画策定は一度終えましたので、第2期の委員の皆様方には、この計画がきちんと予定どおり進んでいるかということを進行管理していただくことが一つ大きな役割になろうかと思います。また、②の子どもに関する施策における子どもの権利の保障状況の調査、審議に関するのですが、こちらが主に中心になろうかと思います。この調査、審議の進め方を今後どうしていくかということをこの次に委員の皆様方のご意見も踏まえながら決めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上のことをまとめますと、この子どもの権利委員会では、子どもの健やかな成長、発達のための環境づくりを進めていくために、札幌市の子どもに関する施策、あるいは制度の状況について、子どもの権利を保障するという視点から実際にどう行われているかということを中心に審議等を行っていただき、ご意見をちょうだいする、そういう委員会ということでご理解いただきたいと思います。

続きまして、(3) の第1期子どもの権利委員会の実施状況でございます。

1点目は、今もちよっとお話しさせていただきましたが、子どもの権利に関する推進計画について質問の後、答申書をいただいて、それを踏まえて権利計画を策定させていただいたところでございます。

2点目は、役割で言う②のところですけれども、市議会への取り組み状況報告に向けて事前に協議いただいたことと、子どもの権利に関する広報活動について提言いただいたり、権利委員会としてのお薦め本ですが、子どもの権利に対する理解をどう深めていくかという中で、読書という形を通じて子どもの権利を理解していくことも大切ではないか、そういうご意見を踏まえまして、お薦め本を一たん取りまとめたところでございます。

次に、資料の裏の2ページ目でございます。

第1期の権利委員会の中で、一部、第2期委員会に向けてどういった議論をしていったらいいだろうかということが少し議論になったものですから、それについて簡単に整理させていただいたところでございます。

1点目は、いじめや虐待など子どもの権利が侵害させたことについて話し合った方がよいのではないか。2点目は、札幌市が条例を制定して何を目指しているのか、主体的な意図を全面にして広報活動を行うことや、条例を制定して何が変わったのかを示す必要があるのではないか。この二つだけではないのですけれども、こういった趣旨の意見もございました。それをまとめますと、子どもの権利の理解を大人、子どもにおいて進めることはもちろんのこと、子どもが安心して過ごせる環境づくりの検討は大切な事項ではないか、そういう形でまとめることができるのでないかと考えております。

次の黒ポツですけれども、子どもの権利が侵害された個別の事件についても話し合った方がいいのではないかというご意見や、一方では、個別の事件についての検証は別の機関等でも行うので、権利委員会はもっと広い視野でまちづくりや子どもの幸せなどを考えるとよいのではないかなどの意見がございました。そういう部分を踏まえまして、下段にございますように、私どもとしては、この子どもの権利委員会の位置づけにもかかわりますが、子ども施策がもたらす個別の事例や事件を審議するという場よりも、むしろ、個別の事例や事件の背景にある施策の現状や課題について検証する場ではないかというふうに位置づけていると我々は考えておりますので、こういう方向でご議論いただければと思っているところでございます。

そういう内容を踏まえて、第2期権利委員会をどう進めていくかということになりますけれども、基本的なスタンスとしては、重点的に審議すべき事項をまず決めまして、それについて議論を深めていただきたいと考えております。具体的には、重点的に審議すべき事項に關係の深い個別の事業や取り組みの現状や課題、また、今後のあり方について評価検証を行っていくという方法になろうかと思っております。また、第1期委員会のときにもありましたけれども、審議の内容に応じて、子ども、もしくは関係機関との意見交換を行うことも考えているところでございます。

また、委員の任期は、基本は2年でございますけれども、予定としては1年を一つのめどとして話し合いの中間報告といった形で、ところどころを振り返りながら、2年間の任期最後の提言に向けて活動していくということが必要ではないかと考えているところでございます。

最後の丸でございますけれども、報告、提言に向けた協議とは別に、前年度の取り組み状況報告についてその内容を審議するという項目がございます。実は、この項目につきましては子どもの権利条例を制定するときに議会の付帯決議がございまして、子どもの権利については、やはり十分に理解を進めるということで、広報活動をきちんとやるようによることと、子どもの権利の施策をきちんと行っていることを議会に報告するように、そういう決議がこの条例の制定とあわせてなされております。そういうことを踏まえて、前年度の取り組み状況について、まずは権利委員会の皆様方にもご意見を伺った形で議会の方に報告させていただいています。そういう流れがあるものですから、4番目の項目を入れさせていただいてところでございます。

資料4と資料5、資料4は条文がない部分もありましたけれども、その二つに基づいて簡単にご説明させていただきました。

以上で、一たんの説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

ただいま、事務局から説明がありました。

この説明に関して、後で質疑の時間を設けたいと思っておりますけれども、まず、皆様の方から何か確認しておきたいことがありますでしょうか。ありましたら、この場で出していただきたいと思います。

今の説明に関して確認しておきたいことがありましたら、出していただきたいと思います。

まだ第1回目ということもありまして、皆様方も何となくなれていないのかなというような気がしますが、いかがですか。

○B委員 いいですか。

○委員長 どうぞ。

○B委員 おおむねはこの資料でわかりましたけれども、確認です。

やっぱり、いじめや虐待を個別に取り扱うのは、教育長もいらっしゃいますけれども、教育の最高執行機関であります教育委員会がしっかり対応するという理解で、この委員会というのは、いじめが出たとか、虐待の背景とか、地域とのそういうことを主体に進めしていくと私は理解して、この委員会に入らせていただいたのですけれども、そのような考え方でよろしいですか。

○委員長 何かありますか。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） 基本的にはそういう方向で考えております。

○B委員 わかりました。

○委員長 ほかにいかがでしょうか。

確認についてはほかにございませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○委員長 それでは、後でも確認等に関して質問の時間をとりたいと思いますので、疑問

がある場合は遠慮なく言っていただければと思います。

4. 審議事項に関する確認及び今後のスケジュールについて

○委員長 では、次の議題に移らせていただきます。

先ほどの市の方からの説明によりますと、今期の委員会において重点的に審議する事項について、まずは本日1回目の委員会において意見交換を行い、決めた上で、それを踏まえまして、次回以降、改めて2年間審議を行い、最終的には市に対して報告なり提言なりを行っていくことになります。

このことについて事務局として案があるということありますので、その点について説明をいただきまして、その案をもとに本日は意見交換をしていきたいと思います。

それでは、説明をお願いいたします。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） それでは、引き続き、説明をさせていただきます。

資料6の審議事項及び今後のスケジュールについて（案）に沿って説明をさせていただきたいと思います。

先ほど、重点的にご審議いただく内容について委員会でお話しいただくということでご説明させていただきましたが、第1期委員会で議論となつたことなども踏まえまして、一たん、事務局の案としてこちらにまとめさせていただきました。

まず、（1）の審議事項でございますが、札幌市における子どもを受け止め育む環境づくりというテーマを案として出させていただきました。

なぜこのことをテーマにしたかという理由でございますけれども、子どもの豊かな成長にとって、日常生活の中で自分が周りの人から受けとめられ、安心して過ごすことができると実感すること、また、さまざまな活動を通して人間関係をつくり合うことがとても大切であると考えております。しかしながら、近年、人間関係の希薄化、情報化の進展といった社会環境の大きな変化が子どもの過ごす環境にもかなり影響を与えております。さらには、いじめや不登校、児童虐待など深刻な状況に置かれている子どもも少なくない現状にあります。

こういったことから、子どもがいつでも周りの人に見守られ、受けとめられていると実感し、安心して人間関係を築き、日々を過ごすことができる場所や、さまざまな活動等を通して人間関係をつくり合える環境づくりを進めていくことが必要ではないか、このことを委員会の中でご審議いただき、ご意見をいただくことが、札幌市の子どもの権利をより具体的に進めていく上で必要ではないか、そう考えたところでございます。

また、札幌市の条例ではこの子どもの権利について21の権利を規定しておりますけれども、基本は子どもの意見表明権でございます。子どもの意見表明権を保障するという部分は、あらゆる子どもの権利の保障につながる特に大切な権利と考えておりますので、こういったことについてもあわせてご議論いただければと考えているところでございます。

そういう理由で今回のテーマを上げさせていただきましたが、かなり幅広いテーマの中で、どういった観点で検討していったらいいかということで、検討の視点を5点ほどまとめさせていただきました。

まず、①のいじめ、不登校、学び直しのサポートなど、現に困難を抱える子どもが安心して過ごすための環境づくりでございます。

これは、現在、行政を中心にいろいろな施策を行っておりますが、これに関するご意見、子どものためにほかにできることはできないのかといった観点での議論、また、学び直しのサポートというのは、一たん高校に入っても、その後、何らかの事情で学ぶ環境を離れた子どもに改めて支援するという意味で学び直しと記載させていただいていますが、そういったことも必要ではないかということです。

これは、あくまで例示ですけれども、そういう困難を抱える子どもへの施策も大事ではないかということで挙げさせていただきました。

②は、相談・救済体制の充実など子どもにとってより身近に、かつ、安心して相談できる環境づくりでございます。

これは、条例に基づいて、子どもアシストセンターという権利救済機関を設けておりますけれども、この機関をより身近に感じ、安心して相談できる方法、また、児童相談所や他の機関との連携といった観点も含めて、どういった方策が求められるか、ご検討いただければと思っているところでございます。

以上の①、②は、どちらかといいますと、何か困難な状況を抱えている子どもに対して、大人を中心として周りの人がどう支援していくか、支援できる環境づくりをどう進めていくか、そういう観点で視点を二つ出させていただきました。

次に、③でございますが、地域における子どものまちづくり活動など、子どもが主体的に活動し、自分自身を確立することができる環境づくりでございます。

具体的には、遊び、スポーツ、サークル活動、地域活動などさまざまな活動を通して、地域に暮らす方、またはさまざまな団体の方々とかかわりを持ちながら、子どもがそういう環境の中でいかに自信を持って成長していくか、そういう環境を整えるという観点からご検討いただければということで出した内容でございます。

④でございますが、学校、地域における子どもの意見表明、参加機会の拡充に向けた環境づくりでございます。

現在、学校の児童会や生徒会、または札幌市内におけるすべての児童会館では、子ども運営委員会を設けて子どもの意見を取り入れながらそれぞれの事業を実施しております。そういう子どものたちの自主的な取り組みをより一層進めること、また、地域でも子どもの声が反映できるよう、参加の機会をどうやってふやしていったらいいかといった観点で、この環境づくりのあるべき姿をご議論いただければと考えております。

最後に、⑤でございます。

これは、①から④のそれぞれの検証に当たって、子どもの意見が十分反映されているか

どうか。先ほど、今回の委員会の運営の仕方の中でも必要に応じて子どもや関係機関と意見交換をしますと話をしていますが、それにつながる視点ということでご理解いただければと思っております。

きょうはまず、事務局として一たんの案ということで①から⑤の視点を提示させていただきましたけれども、皆様方のご意見をいただいた上で、次回以降の委員会で札幌市から改めて諮問をするという形で作業をさせていただければと考えているところでございます。

引き続きまして、裏面の方に移させていただきますが、今後のスケジュールでございます。

第1回目をきょう12月13日に開催いたしましたが、開催のペースとしては、年5回程度、2年間で10回程度を今のところは考えております。二、三ヶ月に1回程度ということになるでしょうか。

先ほどご説明させていただきましたが、ちょうど任期の折り返し地点である1年をめどに、中間報告という形で一たんまとめていただければと思っております。

また、この中には記載しておりませんが、子どもに關係する機関や当事者の子どもとの意見交換も適宜対応していきたいと考えておりますが、これは1期目の委員会の運営と同様、事前に皆様方にお諮りしながら進めていきたいと考えております。

また、12月から再来年の10月までの間、予定される議題ということで幾つか項目を挙げさせています。下線の部分については、テーマとは直接関係はないのですけれども、例えば、議会に報告するためにまずは皆様方にご意見をいただくといった形での取り組み状況報告や、子どもの権利救済委員会の現状報告なども定例のものとして織り込ませていただいております。

また、きょうは初めということで、年10回程度というスケジュール案を提示させていただいておりますが、審議の進行状況によって、場合によっては回数がふえることもあるかと思います。そのときには、皆様方に委員会の中で適宜お諮りしながら進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

私からの説明は以上でございます。

○委員長 説明をありがとうございました。

ただいま、市の方から「子どもを受け止め育む環境づくり」ということで案を示していました。

具体的な内容などは次回以降も話し合うことといたしまして、本日の委員会では、このテーマを中心に話し合いを進めていって問題がないのかどうか、このテーマで進める場合に検討の視点にあるような内容でよいのかどうか、他に加えるべき視点がないのかといったことを中心に皆様から意見をいただきたいと思います。

それでは、事務局の説明に対する質疑も含めまして、こういったことを話し合ったらよいのではないかというご意見のある方はどんどん発言をしていただきたいと思います。

よろしくお願ひします。

今、B委員と目が合ってしまったのですが、どうぞ。

○B委員 やっぱり、私がこの委員会の委員になることで一番感じたのは、地域と子どもたちの触れ合いをどうやって構築していくか、これが大きな札幌市のテーマだと思っております。

今、子どもたちには場がないと言われています。場というのは、公園や施設などではなく、本当に精神的にもいろいろなことで子どもたちが地域とかかわりできる交流できる、心と心の交流の場がないと言われていると思っております。

そこで、高校生の皆さんにもぜひ意見を言っていただきたいのですが、例えば、町内会とか地域で自分たちがこうやって参加したいよと思ったことがあったら、そういう意見も言っていただきたいし、町内会でこういうことをしてくれたら我々も参加しやすいとか、そういう小さなところから考えながらいけば、それが大きな輪になって、札幌市全体のものになると私は思っております。高校生の皆さんのがこういうことを地域でやってほしいとか、僕たちは高校生であるけれども、こういうことはやってみたいとか、そういうものをこれからどんどん出していただければ、一緒に考え、一緒にはぐくんでいくのが地域の創成ですから、若い人にぜひそういう考えを持っていただいて、私も委員になったけれども、若い人にそういうことをどんどん積極的に考えていただいて、おじさんたちのささやかな経験を若干プラスアルファしていこうかなというのがこの権利委員会の本来の姿だと僕は思っておりますので、若い皆さん、よろしくお願ひいたします。

○委員長 若い皆さんということで、だれが言い出しちゃうになるかなと思っておりましたら、C委員が手を挙げてくれましたので、お願ひいたします。

○C委員 まず、私は市の子ども議会に参加させていただいているのですが、年間、多くて60人弱ぐらいの子ども議員しか議会に参加していないなくて、60人しか市の政策などに直接かかわっていないと思うのです。今、検討の視点の③の地域というところを市全体ととらえたのですけれども、市の子ども議会のような市政に子どもが意見を直接出せるような場が、規模拡大という感じでもう少し発展させていければいいかなと思います。

また、自分の住んでいる町内会では年1回ぐらいお祭りをやっているのですが、子どもはあくまで町内会の人が計画したお祭りに参加するという感じだったので、町内会の運営に、子どもが主体でというわけではなく、子どもがかかるお祭りなどに子どもの意見を足せるよう、町内会の人とその町内会に住んでいる子どもとの意見交流の場があればいいかなと思います。

○委員長 ありがとうございます。

今、C委員から町内会とのかかわり等についても話を聞いていただきましたが、この場は、決して若い人だけに話をしてもうのではなくて、若くない方にもお話をしてももらいたいと思っておりますので、率直に皆さん方の意見を出していただければと思います。

どうぞ。

○D委員 私の住んでいる町内会でも、大人にとってのプランはあるのですが、小さい子

どもにとて一緒に遊べる、例えばお祭りも少ないような気がします。私の住んでいるところは、小さい子どもが少ないので、例えばほかの町内会と合同で一緒にやったりするといいと思います。

○委員長 ありがとうございます。

連続して若い方に発言をしていただきました。

それでは、E 委員、どうぞ。

○E 委員 私の住んでいる地域では、子どもが参加できる行事が夏休みのラジオ体操ぐらいなのです。でも、そのラジオ体操も、私の住んでいる地域は広いので、場所によっては行けない子もいて、全体が参加できるものではないのです。

今、私は通っている高校の地域にある町内会の人たちと一緒に町内清掃をやったりしているのです。そのように、学校単位で町内の方々とごみ拾いなどの交流もしていけたらいいと思いました。

○委員長 ありがとうございます。

いきなり町内会というよりは、学校を用いながらということですね。そうすると、より発展していく可能性があるのではないかということかと思います。

それでは、ほかの委員の方、いかがでしょうか。

どんどん出していただければと思います。

F 委員、どうぞ。

○F 委員 検討の視点を拝見させていただきました。私も初めてなので、どういったところでお話し合いをするのか全くわからないできょうは伺いました、いじめ、不登校対策や学び直しのサポート、または相談救済体制の充実、地域の活動ということが柱となって出ているようです。ずっとこの視点を拝見していますと、市ではこういうことをやっています、こういう受け皿がありますということが並んでいる状態ですけれども、それが市民の方に、親御さんや子どもたちにどれだけ浸透しているかというところでの振り返りというか、こういうものがあるからアクセスしてくださいではなく、どのように届けるか、届きぐあいというか、そういったところもやはり進捗として検証する必要があるのではないかとこちらを拝見して思いました。

特に、親御さんは、不登校やいじめがないと権利などは基本的には関係がないというか、子どもの健やかな育ちの確保につながることは全部権利につながると思うのですけれども、そういった認識が薄いというか、そういったところがあるかと思いますので、どのように届けるか、どのように届いているかというようなところの施策も考えた方がいいかなという気がしております。

もう一点は、特に問題があるとかないとかだけではなく、子どもを育てる中で、今は人間関係の希薄化というところがテーマとして掲げられている理由と背景になっていますけれども、それについての検討の視点は出ていますが、情報化の進展といった社会環境の変化に対応する検討の視点は第1期でどのように組み立てられていたかというところを知り

たいと思います。

実際に今、うちの子もスマートフォンにかえまして、友だちはみんなスマートフォンなんだとか言っています、絶対にみんなではないと思うのですが、そういう状況で、ゲーム、または携帯電話にかかわり子どもの健やかな育ちが確保されていない部分などもやはりあるかと思います。そういう意味で、情報化の進展による影響を子どもの権利という視点から検討するということも必要かと思います。

調査などでも、例えば学力テストや、体力とか肥満度のテストでも余りはかばかしくない結果が出ているというのは、基本的に子どもの健やかな育ちが確保されていないという視点からも考察できるところがあるかと思います。そういう意味で、情報化社会の進展であったり、現代的な問題が普通の子どもの育ちの権利にどのようにかかわっているかというところを検証したり、視点として取り上げていきたいと考えております。

○委員長 今の点について、事務局の方が何か言いたいことがあると思われますので、どうぞ。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） その前に、教育長はこれから別の公務で出かけるものですから、退席させていただきます。

[教育長退席]

○事務局（野島子どもの権利推進課長） ただいまのご意見でございますが、今回、権利委員会のテーマの検討視点を五つ入れたのですけれども、情報化のところは視点として明確にはまだ位置づけられておりません。この上位計画で子ども未来プランというものがあるのですけれども、そのところで情報社会にどう対応していったらいいかということで、子どもへの普及啓発事業等でもいろいろご意見をいただきまして、そういう部分は権利計画でも十分ではないところがございます。そういう意味では、今の部分は①から⑤の中では恐らく③にかかわると思いますので、我々なりにまとめてみようと思っております。

また、どちらかというと、困難を抱える子どもの権利を中心に今回の視点をまとめているというか、確かにウエートとしてはそういう部分はあると思っておりますけれども、そのあたりは皆様方のご意見をいただきながら対応していきたいと思います。

情報化の件につきましては、第1期のときには特に大きくくりとして出てはいなかつたのですが、教育の関係の会議などに出ると情報の問題は結構いろいろと出ていましたので、新たにそういう部分でご意見をいただければよろしいかと思っております。

以上です。

○委員長 よろしいでしょうか。

ほかにご意見はございませんでしょうか。

G委員がそろそろ何か言ってくださるのではないかと思います。

○G委員 2期目の委員をさせていただくと、変な責任感みたいなものが生じてまいります。視点のところは、これはこれで押さえていければというふうに思うのですが、施策であるとか、制度であるとか、環境づくりの部分で言うイベント的なことの充実化にどうし

ても意識が向きがちなのです。この権利に関する推進計画を皆さんもごらんいただければわかると思うのですけれども、13ページの子どもの権利条例の認知度というところです。これは毎回テーマになっていますけれども、2期目に突入してもう一度こういう意識調査をしたときに、知っている人とか少しあは知っている人が10%台、これをまた2年後にやったときに同じことをやっていると、この委員会は何だったんだという話になることをちょっと懸念するのです。

逆に言うと、その手前のところに、子どもの権利というのは札幌市で守られているかということを聞いたときに、子どもたちの意見の中で「守られていない」とか「どちらかといえば守られていない」という人たちが2割強を占めるということがさらに続くようなことがあると、認知度が低く、守られている実感がない人たちが比較的多い、わからないという人たちが圧倒的に多いみたいなことになると、この条例と委員会の意味 자체が何なのかということについては、やっぱり2期目に入ってきますので、もうそろそろここについては真剣に議論をしていきながら、どう改善していくかということを委員会の中で積極的に提言をしていかないといけない、もうそういう時期なのだろうというふうに思っています。

そういう意味で言うと、いかにそれを普及啓発し、さらに浸透化させるかということと同時に、大人も子どももそうですが、子どもの権利についての学習の機会をどういうふうに提供していくかということを考えないと、こういうイベントをやっていますとか、こういうところで子どもの話が聞けますという施策の環境づくりというところだけではもうそろそろいけない時期に来ているのかなと感じるのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長 今の点について、H委員はいかがでしょうか。

○H委員 今、G委員がご指摘なさったところは私も気になっていました。子どもたちが守られていないと感じるのと大人が守られていないと感じるのでは、子どもたちの方が、圧倒的でもないですが、守られているという答えが少ないと思います。これら辺の乖離ですね。守られていないと回答しているのは子どもの方が多いのです。守られていないと回答しているのは、子どもの方が多くて、大人の方が少ないわけです。この差がどうして出るのかというところを大人が謙虚に受けとめなくてはいけないと思います。

それともう一つ、私がほかの調査をしたときには、青年層はボランティアなどで地域にかかわりたいという意識が我々の考える以上に強いという調査結果が出ました。それにもかかわらず、どうせ若い人は出てこないよねというような思い込みがあつて、地域でもなかなかそういう場を提供していないということに対しても謙虚に反省しなくてはいけないのかなと思います。先ほど、ラジオ体操ぐらいしかなくて、ラジオ体操も遠くて行けないという若い人のご意見もありました。

そういう意味で、若い人たちの意見をもう一回謙虚にとらえて、2期目ですから、切実感を持ってその辺の対応策をこの委員会で考えていく必要があると、同じ意見ですが、そう思いました。

○委員長 ありがとうございます。

これらの意見を聞いていて、A委員、あるいはI委員、何かありましたら出してみてください。

○A委員 今回、初めて参加させていただいているので、どういう話し合いの方向に進むかちょっとわからないので、聞く立場になっておりました。

ここに書かれているスケジュール案で一番目を引く言葉は、人間関係づくりというところです。今、学校現場で一番頭に置いて教育しているのが人間関係づくりだと私は思っています。それはふだんの授業の中でもそうです。例えば、国語の授業でも算数の授業でも、だれかが意見を言った、その意見に対してどう思うか、逆に、反対意見であれば、僕はそれについて違うと思いますと言うのですが、いや、僕はこうですと真っ二つに分かれて意見を闘わせる、そういうことではないですね。みんなで一緒になって考えながら、よりよい考え方をみんなでつくり上げていく、そういう人間関係づくりもとても大きなテーマになっています。

それから、子ども同士の人間関係もそうです。そして、学校と保護者との関係もそうです。大変難しくなっていますし、逆に言うと、親子の人間関係づくりも非常に難しくなっていると考えております。

町内の関係で言いますと、例えば、町内でいろいろな行事を計画するときに、町内会では実際に動ける人がいないものですから、実際に動くのはP T Aの方になります。しかし、P T Aの方は小さいお子さんを抱えているのでなかなか動けません。では、どうやってその場を確保していくか、子どもが楽しめる場をつくっていく、人間関係づくりをつくる、そういう活動をするためにはどうしたらいいか、そういういろいろな意味での難しさが現場にあるということを頭の中に浮かべながら聞かせていただいております。

何とかよりよい人間関係づくりができる環境を整える方向でこれからも話し合っていきたいと思っているところでございます。

○委員長 ありがとうございます。

では、お願いいいたします。

○I 委員 まとまった一つの整理された考え方ではないのですが、今お聞きしながら、いろいろ思い浮かんだところをかいづまんで申し上げますと、ここに掲げているテーマそのものについては、私もよいテーマだなということで賛同させていただきます。家庭、学校、地域は皆、子どもの健やかな成長を願うという点では一致しているわけですから、その一致している三者が重なり合えば、教育効果はかなり高くなるのではないかということは前々から感じております。恐らく、それぞれの役割が違っていたり、一言で家庭と言っても、さまざまな状況があったり、学校の中での子どもたちのさまざまな様相があったり、いろいろな場面があったりするものですから、簡単にはいかないと思います。しかし、願いは皆同じであるので、そういう理念に合致するという意味では、このテーマはいいなと思っています。

また、この視点で、先ほどの現代的な視点である情報化への対応という部分がもう少し色濃く、あるいは別な項目として上がっていいのではないかというご意見については、私もそうだと感じます。①、②、③、④の部分だけでいくと、確かにその部分がちょっと、今、学校の中でも子どもたち自身が知らず知らずのうちに他者の権利を侵しているかもしれません。インターネットで入っていたり、メールがあつたり、大人よりも子どもたちの方がさらに上回る技術でさまざまな世界を体験していて、そこで発生していることもあるのかなと思っています。残念ながら、我々大人が後手後手に回っている現状がありますので、そういう部分でも、子どもたちが安心に生活できるような何かができればよいのかなということをお聞きしながら考えておりました。

それから、私自身、学校現場でありがたいと思っているのは、②番の相談できる環境づくりという部分です。子どもたちが一番相談するのは友だちです。友だちにも相談できないとなると、八方ふさがりになるところがあります。親御さんに相談するとか、教師に相談するというのはその次の次の次ぐらいに来るようです。ただ、現在、アシストセンターの方で1人1枚のSOSカードでしたか、あれが毎年配られていて、そちらを通して電話で相談できるということがかなり行われていると伺っていましたし、中学校には週1回、スクールカウンセラーの方が朝から晩までいてくださって、そちらでの相談も需要が結構高いです。いろいろな相談の窓口がふえてくることは非常にいいことだと思っております。

ただ、困ったときの窓口が多ければ多いほどいいなと思うのですが、高校生の皆さんはどういうふうに感じているのかわかりませんけれども、悩みは常にあるというものでもないのかもしれません。ですから、こういうときはこういうふうに相談しようというものがもっとふえればいいなと思います。例えば、カウンセラーの方が週1回だと、きょうはもういっぱいです、来週ですねということになる場合もあるのです。その1週間は結構長いと思いますので、予算のことも出てくると思うのですけれども、できればもう少しふえたらなと思ったりもしています。

この視点にさらにいい視点を加えながら、子どもたちが健やかに成長できるような環境づくりを考えていきたいと思っております。

○委員長 ありがとうございます。

今、学校にかかわる方からの見方も出てまいりました。先ほど来、町内会関係ということも少し問題になっていると思いますので、それにかかわりを持っていらっしゃるJ委員から何か発言がありましたらお願ひしたいと思います。

○J委員 子どもの参加ということに関して、私の地域はもみじ台ですけれども、中学生の発案によって地域の大広間というものを年に2回やっています。そこには、小さいお子さんからお年寄りまでが集まっていろいろなイベントをやっているのですが、現実にそういう意見を反映して、大広間という形で、あそこに管理センターという住宅管理公社が管理している場所がありまして、ことし10月には大体600人ぐらいが集まつたのです。しかし、発案した中学生は、ほとんど参加していない状況でした。というのは、小学生は、

輪投げや綿あめなどちょっとした遊びのコーナーをつくったりすると割と参加するのですが、中学生は1年生ぐらいは出てくるのですが、2年、3年、あるいは高校生となるとほとんど皆無です。高校生は、地元に高校がないせいもあるのです。北星学園の高校がたまたまありますが、地元の高校生がまるつきりいないわけではないけれども、余りいないということもあって、高校生の参加がないのかなと思っています。我々はまちづくり会議、あるいは福まちの委員にもなっているわけですけれども、その辺のところで、今度は、高校生が発案すると同時に、高校生が参加するという形のイベントをやって、責任を持ってやってちょうだいという形で主催すると集まってくるのかなと考えて、今後、計画をつくらなければならないかなと思っております。

とにかく、もみじ台というのは、同じ厚別ですが、青葉町が1番目、もみじ台が2番目と高齢化率が一番高いところです。年寄りの率が高い、高いと言っている割には、結構元気な年寄りがたくさんいるのです。それから、我々がいつも思っているのは、年寄りの長年経験した知恵を若い人に分かち合い、年寄りは年寄りで若い人の活力というか、そういうものを吸収して少しでも長生きできるような、それと同時に、年寄りは子どもたちにいろいろなことを、昔はこうだったよとか、いい面も悪い面も情報交換できるという形でやっています。

ただ、先ほどおっしゃっていたように、今は情報がものすごく多いのです。先ほど言っていたように、スマートフォンといったって、我々は携帯電話もまともに使えないような、受けるのとかけるのが精いっぱいです。スマートフォンだと、使い方によっては、手帳がわりに使えるとかいろいろな操作があるらしいですが、そういうものも中学の高学年、高校生あたりはすごく上手に使っているのかなと思います。やっぱり、情報が多岐にわたっているから、人との接触が要らないという感覚があるよう僕は感じます。地下鉄の中でも、ひとりで一生懸命やっていますからね。メールをやっているのかどうかわかりませんけれども、要するに、人ととの直接の対話はほとんどないのかなという感覚を受けています。だから、人間関係をもうちょっと密にするといいのではないかという感覚はあります。

それも、先ほど言ったようなまちづくり会議などで、子どもたちのことをもうちょっと考えた行事などを企画すると、少しずつ変わってくるのかなという気はしています。

○委員長 ありがとうございます。

○B委員 関連して、よろしいですか。

○委員長 どうぞ。

○B委員 今おっしゃったように、子どもたちに任せても、なかなかできないとか、参加しなくなるということですが、確かにそういう部分はあると思います。ただ、そのためには人がサポートしなければいけない部分はかなりあると思うのです。例えば、高校生がやるときには人がやり方や中身をサポートするのです。そのために、皆さんご存じのように、札幌市には子どもをサポートする制度がございますけれども、そういう形で子どもを

サポートしていくのです。情報は情報としていろいろなものがありますが、委員が今おっしゃったように、人と人との交流はそういうところから始まって、まずは大人がサポートしていくということです。最初から全部ばんと投げてしまうのではなくて、逆に、ずっとそれをやっているわけではなく、子どもたちがある程度確立できるまでは大人がサポートしていくと。僕は、これがまちづくりの大きな原点だと思っています。

やっぱり、大人がどれだけサポートできるか、そして、地域全体で子どもたちを知り、子どもたちの顔色を見たり動きを見れば、何か悩みがあるのではないかということがわかつてくるような、理想かもしれないですけれども、そういうことを札幌市の施策にきちんと活用していくということですね。そして、今言ったように情報もしっかり交換していく、出前講座もやっていく、1期目の皆さんもそういうふうにお考えになったと思うのですが、我々もそういうところをもう一度しっかりと見て、それからプラスアルファを考えていきたいと思っております。

○委員長 ありがとうございます。

子どもとのかかわりを持っていらっしゃるという意味では、PTAのお仕事をされておりますK委員から意見をいただきたいと思います。

○K委員 この委員会の立場の認識が甘かったので一生懸命聞いておりました。

申しわけありませんが、我が子に関しては、こういう権利というものを保障するようなものがないとも十分に生き生きと生活してほしいと思っていますし、社会性のある大人になるように子育てしています。ですから、この権利の必要性を感じないで日々暮らしている親だと思います。

しかし、今回の委員会で審議する内容である「子どもを受け止め育む環境づくり」という視点から、環境づくりを検討していただきたいということだと理解しています。まず、子どもに意見表明権というのは、えつという感覚です。しかし、実際に私は小学校に多く足を運びますので、教育現場の大変厳しい状況にある子どもがいることや、今はそういう子どもが多くなってきていることがわかります。そういう子どもの意見を表明する機会やいろいろなものに参加する機会を保障することが子どもの権利につながると書いてありますね。自分の言ったことを受けとめてもらえるということは、その子が自己肯定感を持って育つ環境であると思います。そういう環境で育った子たちが、今、高校生になってこの場に参加してきている、要するに、自分の権利を主張できる大人になるような育ち方をしているということだと思いました。そうではない、困難な状況にある子どもたちに、偏りがあるとおっしゃいましたけれども、やはり、普通に暮らしている子どもたちにとっては権利行使するということは余りないのかもしれません、権利がありながらも保障されていない子どもに対してどういう政策、事業を展開されているのかを審議するのも私たちの一つの役目なのだろうと理解しているところです。

そういう意味で見たときに、アシストセンターのものにしても、振り仮名がいっぱいいついていて、子ども自身が自分で電話しなさいという形のものが多いと思うのです。パンフ

レットも漫画であるとか。私は、小学校のPTAですので、小学生が自分でこれを見てというのではなくなかなか難しいと思います。そのために周りの大人の認知度が上がらなければ、導いてあげられないと思うのです。私も子ども3人で手いっぱいですが、自分の子どもの環境をよくするためには、自分の子どもの学校の環境をよくする、さらに豊平区をよくすると広げていくわけです。子どもを守るために、あなたにはこういう権利がある、アシストセンターところがあるというように周りの大人が導いてあげられるためには、先ほど広報の話をされたときに大人の認知度が低いというお話でしたので、お父さん、お母さん、こういうものがありますよという保護者向けの広報も大事かと思います。みずから子どもが助けを求められるように、ここに相談するようにするには、中学生に対してはちょっと幼な過ぎるし、広報の部分ではターゲットがちょっとぼやけているかなと思いました。

話が飛んで申しわけないのですが、一つ一つに対して思うことを話させてもらいました。どうもありがとうございます。

○委員長 どうもありがとうございます。

きょうは第1回目ということもありますので、特に、皆さん方の意見を何かまとめようなんて気持ちはさらさらございません。率直なご意見、今考えているようなことをいろいろと言っていただければいい場であるというとらえ方をしておりますので、まだ話をしておられない方、あるいは話し足りなかつた方、もうちょっと時間がありますのでどうぞお話ししていただければと思います。

どうぞ。

○K委員 校長先生が人間づくりのお話をされて、困難な状況にある子どもたちのことが検討の視点にも書いてあります。いじめも人間関係の中で起きていて、学び直しをしたい子も人間関係の場に出てきているのですが、今、北海道全体で不登校の割合が大変高くなっていると聞いています。不登校対策というのは、その親もどうしようもない状況にあって、親も孤立していることが多いですし、関係性を持っていないところに行政なり子どもの権利委員会がどういう役割を果たしていくのかを少し重点的に考えたいと思いました。

○委員長 ありがとうございます。

ほかの委員の方で、これはぜひきょう話しておきたいということがありましたらお願ひします。

G委員、どうぞ。

○G委員 ちょっと整理をしておきたいのですけれども、子どもの権利条例がなぜできて、委員会がなぜあるかというのは、特別な子どもたちを支援するために権利があるわけではないと思うのです。どんな環境にあろうが、どんな境遇にあろうが、すべての子どもたちにひとしく権利はあるのであって、こういう環境で幸せな子どもにはそこはそれほど重く考えなくてもいいけれども、こんな不幸な境遇にある子どものためにはそこは真剣に考えなければいけないというものではなくて、広く平等に子どもたちにとってどういうものが必要なのかを我々は考える必要があると思います。

それが一つですが、権利条例がなぜできなければいけなかったかという視点の中には、子どもたちがまちづくり、地域づくりに参加するための目的で権利条例があるわけではないと思うのです。ですから、地域づくり、まちづくりに参加する環境が整うことが札幌市における有益な権利条例の進行状況だということでもないと思うのです。

もっと考えなければいけないのは、子どもたちの意識の中に、権利ということをもっときちんと主体的に受けとめることができて、自分だけではなくて、周りの仲間のこともしっかりと守ることができて、暮らしやすくて、住みやすくて、そこで育ちやすいまちをどうつくっていくかということが我々に求められているのだと思うのです。

ですから、子どもたちの中で、札幌市はいじめに対する意識が高いとか、虐待に対する問題意識が高いとか、虐待を受けているとか、差別を受けているとか、いじめを受けているという意識が高いまちではなくて、住みやすくて育ちやすいまちだと子どもたちが感じられる、そして、それを大人が支えていけるまちをどうつくっていくかということを我々は問われていると思うので、そういう視点の中で何ができるのかどうことをもうちょっと議論したいと思います。

○委員長 I 委員、どうぞ。

○I 委員 子どもの権利条例という札幌市の条例の前に、国際条約として子どもの権利条約というものが歴史的にあったと思います。それは、非常に困難を抱えている、虐げられている子どもたちを正常な状態にしたいというところから出てきたと思うのです。私自身、初めてこの子どもの権利条例の話が出たときは、学校現場でも確かに困難な子どもたちがいるという状況がありましたので、そちらを救済する手立てになるのではないかという思いで見ていました。ですから、その辺の取り違えといいますか、この権利条例がそもそも出発したときも、あるいは成立したときもいろいろな議論があったと思うのですけれども、どちらかというと、私自身も正当に守られていない子どもがいる、その子どもたちを何とか救済する道筋の一つになるのではないかという部分があるのですが、その考え方ではいけないのでしょうか。

○G 委員 そこに關して言うと、確かに、権利条例ができたことによってアシストセンターのような救済機関ができて、かなりの部分でそれは機能しているわけですから、それはすごく意味があったと思います。ですから、それをつくることが目的だったのかどうかということだと思います。

○委員長 最終的には、どの子どもも同じように権利が保障される、そういうまちというか、そういうことを考えて条例を制定しようということでありましたね。私も直接かかわっておりましたので、そのあたりを考えながらずっと議論をしていったということはあります。

どうぞ。

○F 委員 今のことにつけ加えて、やはり、子ども自身が権利を知らないと思うのです。権利は主張するものではなくて行使するものだと思うのですが、自分が持っている権利を

知らないと、それを正当に行使できないというところが一番問題だと思うのです。困難を抱えている状態が目に見える人は、アシストセンターであったり、いろいろなところにアクセスできればいいのですけれども、自分が困難を抱えていると思っていないお子さんや、思っていない親御さんが非常に多いような気がしております。

そういう意味では、子どもの権利の認知度と、先ほどおっしゃられたように、守られていると思っていないお子さんの意識との乖離をきちんと検証して進めていくのが非常に重要なことかと考えております。

○委員長 ほかにありますでしょうか。

どうぞ。

○H委員 先ほどG委員がおっしゃいましたが、権利を認識することも重要ですけれども、権利を侵害しないための教育、学習もすごく重要だと思います。やはり、課題発見型の学習機会をどういうふうに我々が提案していくかということも重要なのかなということが一つです。

それから、先ほどから大人の認知度という話が出ていましたが、例えば、学校側では先生方はこの子どもの権利条例をどのくらい理解されているのか、現場ではどうなのか、例えば、教員の研修でこういうものが議題に上がることがあるのか、そういうところも、もし不足しているのであれば、まずは学校の先生に認知していただきたい、そういう努力も必要なのかと思いました。

○委員長 この問題は、学校の先生だけではなくて、子どもの権利を侵害する場合には、大人がすごく重い意味を持っていると思うのです。そういう意味からすると、これも条例づくりのときにいろいろ話が出てきているのですが、まずは大人の権利意識もすごく大事だということですね。そのあたりも強く意識するということからすると、権利保障という場合に、大人自身も権利をしっかりと自覚するということですね。このあたりも大事になってくると思います。

まだ話し足りない方もいらっしゃるかと思うのですけれども、この委員会はこれから何度も続きますので、そういう中で、しっかりと皆さん方の意見をいろいろ言っていただきながら、最終的にいいものにまとめていきたいと思っています。

そういったことから、最終的には、この委員会での今回の審議事項という点で言いますと、「子どもを受け止め育む環境づくり」という点について、今後、話し合っていくことになろうかと思います。皆さん方がきょういろいろ意見を出してくれた中身も、それに向けていろいろ話をしてくださいましたと想いますので、本日いろいろな方から出していただいた意見をさらに参考にしながら、それぞれの委員がこのテーマに向けてしっかりと考え方をまとめていきつつ、審議に参加していただければと思っております。

次回以降、いよいよ本格的に審議をしていくことになりますが、そのために事務局の方でもいろいろな資料を用意していただくことになるかと思います。その節は、事務局の方にはよろしくお願いしたいと思います。我々が審議するための資料でいいものがありまし

たら、どんどん出していただければと思っております。

また、今後のスケジュールですけれども、我々は2年間の任期になりますが、その任期の中で1年をめどにして一たんの中間報告を行っていくということです。その後、さらに議論を深めて、再来年の8月ごろには最終報告をまとめていくということになってくるかと思います。その間、本日を除いて全部で9回ほどの委員会を開催するという提案もありましたが、もちろん、審議次第によっては回数がもっとふえる場合もあるということになるかと思いますので、そのときには、皆さん方もいろいろ忙しい面もあるかと思うますが、この会議をぜひ優先的に考えていただいて、参加していただきたいと思っております。

もちろん、委員会としましては、この報告をまとめるほかに、先ほど事務局の方からもありましたけれども、昨年度に策定しました推進計画の進捗管理、あるいは子どもの権利の施策にかかる実施状況の報告、さらには、救済機関の報告に対する審議もあります。そういう意味では我々に求められている役割は非常に大きいものがあるのではないかと思います。したがって、我々としては、このスケジュールを念頭に置きながら、今後、審議をどんどん進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、全体を通して何か質問がありましたら出してくださいでどうか。

どうぞ。

○C委員　自己紹介のときに市の子ども議会の議員をやっているという話をしたのですが、こここの委員の皆さんで子ども議会という名称だけでも聞いたことがある人がいらっしゃいましたら、挙手をお願いしていいですか。

ありがとうございます。

高校生が手を挙げなかつたということは、子ども自体が意見を表明する場を余り知っていないという感じがしました。実は、公募委員の皆さんも知っているとは思っていませんでした。逆に、大人は知っていても子どもは知らないのだなと思いました。

○委員長　率直な意見をありがとうございました。

ほかにいかがでどうか。

どうぞ。

○J委員　事前に送られてきていた資料4をちらっと見て、余りこういうものは見ることがないのですけれども、例えば附属機関の委員の選任についての2番目に、女性委員の登用について出ておりまして、札幌市審議会等委員への女性登用促進要綱があるのですね。大体、こういうこと自体が女性の権利を侵害しているのではないかと僕は思うのです。こういうことがある自体、何となく意味はわかるのですけれども、子どもの権利と同じだと思うのです。子どもというのは、例えば虐待されたりいろいろな面で、権利を主張するという以前に、主張できない状態だろうと思うのです。それと同じように、権利ということ自体、余り深く考えたことがないのかなと思いますし、それに対して、大人も子どもの権利ということ自体をよく把握していない面もあるのかなという感じがします。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

ほかに何か質問はございますでしょうか。

どうぞ。

○L委員 資料5に「個別の事例や事件を審議する場というよりも」と書いてあります。これはわかるのですが、個別という言い方はあれですけれども、事例や事件の背景にあるものを知らなければ、課題を見出すというか、話し合うにはちょっと欠けてくるかなと感じますので、資料として提供はしていただきたいと思います。

○委員長 事務局はよろしいでしょうか。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） その件については了解しました。

○L委員 話がずれて申しわけありません。先ほど意見を言いそびれてしましましたが、確かに、今はお子さんの町内会への参加は少ないと思います。ただ、子どもが意見を言うのはとってもすばらしいことなのですが、その背景にある長引く不況だったり、協賛する企業がないという現実を子どもに教えていくことも大事だなど私はこの場で感じました。

そういうことも含め、私もこれからいろいろと学びながら意見を言っていけたらいいなと思いました。

以上です。

○委員長 よろしくお願ひいたします。

どんどん率直に意見を述べてみてください。

どうぞ。

○事務局（金田子ども未来局子ども育成部長） 女性の登用の状況ですが、あれは、委員会などでなるべく女性を登用するようにと決められていて、4割以上を何とか女性にしてくださいということで決めたものでございます。

一応、ご説明まで。

○J委員 意味はわかるのですけれども……。

○事務局（金田子ども未来局子ども育成部長） 一般的になつていないうところですね。

○J委員 そうです。我々民生委員も、以前は男が多かったのです。しかし、女性の意見も大事にしなければならないということで、今は大体半分ぐらいはなっているのです。

○委員長 よろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○委員長 よろしければ、本日予定しておりました議題はこれで終了いたしました。

次回以降、本格的な審議となりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

事務局の方から何か連絡事項がございましたら、お願いします。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） それでは、3点ほど連絡させていただきます。

まず、きょういろいろとご審議いただいた部分を踏まえまして、次回、細かいところの資料等を提出させていただきたいと思っております。1期目のときもそうでしたが、会議

のおおよそ1週間ぐらい前に資料を送付させていただきます。ただ、もちろん会議の場で改めてご説明させていただきますが、こういうような観点でやりとりをするのだなというイメージをおぼろげながらでもつかんでご出席いただければありがたいと思います。

また、会議そのものは大体2カ月から3カ月に一遍の割合で開催いたしますが、例えば、その間に何か気づいたこと、ご意見等がございましたら、これは1期目のときもそうですけれども、最近はいろいろ通信手段が発達していますので、電話や手紙以外にメールでも受け付けております。何かご意見をいただきましたら、その場ですぐ回答するものもあれば、きちんとこういう場で説明することもあるかと思いますが、会議の場にこだわらず、事務局の方までご連絡いただければと思います。

3点目に、次回委員会につきましては、2月上旬から中旬ごろを予定しております。また、日程は事前に事務局から連絡させていただいて調整させていただきたいと思います。理想は全員がそろうことですけれども、都合によって、どうしても何名か欠席されることも運営上出でますが、その際は、資料や結果等を後日きちんと報告させていただきますので、ご理解いただければと思います。

そういう点も踏まえて、今後、委員長とも相談しながら進めていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

5. 閉　　会

○委員長 それでは、本日の委員会はこれで終了いたします。

皆さん、どうもありがとうございました。

以上